議長を新たに選出

4月臨時会

第1回臨時会が4月23日に開催され、「平成21年度狭山市一般会計補正予算」など6議案が承認・同意されました。また、議案審議のほか、議長の選挙も行われました。

手島　秀美 議長

小谷野　剛 副議長

議長就任あいさつ

4月の臨時議会におきまして議員各位のご支援を賜り、議長に就任をいたしました。議会運営に当たりましては、公平公正を旨とし、開かれた議会を進めてまいります。

さて、一昨年のリーマンショック以降、経済不況の影響で自治体を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、市民福祉の向上と市政発展のために努力してまいります。

6月の定例議会では、議会活性化のために特別委員会を設置し、市民の皆さまから存在を期待される議会を目指し取り組んでまいります。

今後とも市議会へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

開かれた議会運営を進めます

主な議案審議（本会議）

◆税条例の一部改正

個人市民税に関して、65歳未満の公的年金などの所得に係る市民税を給与からの差し引き（特別徴収）とする改正

Q 昨年度と徴収方法が変わるが、対象者への周知は。

A 5月号の広報さやま、市のホームページで周知する予定。

Q 特別徴収をされていない人には、どう対応するのか。

A これまで同様、給与所得と公的年金などの所得を合算して市民税を普通徴収として、納税通知書により金融機関などの窓口で納付していただく。

Q 特別徴収になるが、希望で普通徴収に変更することができるのか。納付書が来なくなって混乱が起きないか。今までの納税者への対応は。

A 所得税の確定申告、市県民税の申告時に普通徴収で納付したいと申し出れば、給与所得とは別に公的年金などの所得分の市民税を普通徴収で納付できる。

Q どのくらいの人に影響があって、どれほど徴収方法が変わるのか。

A 平成21年度のデータでみると、65歳未満の公的年金などの所得があり、給与所得分の税額を給与から徴収している方は約700名。徴収方法が変更となる市民税額は、総体で約3千500万円。

議会日誌

4月

15日▼全国市議会議長会基地協議会関東部会歳入歳出決算監査並びに正副会長・監事・相談役会、全国市議会議長会基地協議会関東部会正副会長・監事・相談役会議に議長が出席（千葉県木更津市）

16日▼議会運営委員会（5月27日、6月17日にも開催）

▼平成22年度埼玉県市議会議長会定期総会に議長が出席（越谷市）

22日▼埼玉県都市財政研究会役員会に議長が出席（さいたま市）

23日▼第1回臨時会

27日▼第76回関東市議会議長会定期総会に議長が出席（群馬県前橋市）

5月

6日▼埼玉県西部地域まちづくり協議会総会に議長が出席（所沢市）

13日▼全国市議会議長会基地協議会会計監査、正副会長・監事・相談役会に議長が出席（千代田区）

17日▼埼玉県都市財政研究会定期総会に議長が出席（さいたま市）

18日▼埼玉県市議会議長会第二区議長会定期総会に正副議長が出席（川越市）

21日▼埼玉県警の新警察ヘリ「さきたま」披露式典に議長が出席（入間基地）

26日▼全国市議会議長会第86回定期総会に議長が出席（千代田区）

6月

2日▼第2回定例会開会（会期17日。18日閉会）

◆国民健康保険税条例の一部改正

倒産や解雇などによる非自発的失業者の前年給与所得を3割とみなし、国保税の軽減措置を定める。また、後期高齢者医療に移行された方の被扶養者に対する2年間の軽減措置を当分の間、継続するもの

Q 対象は、職を失った方というが、減額の期間はどのくらいか。周知方法と申請方法は。

A 対象は、21年3月31日以降に離職した特定受給資格者または特定理由離職者。軽減期間は、離職日の翌日から翌年度末までの最長2カ年。ホームページや広報紙で周知予定であるが、21年3月31日以降に離職した国保加入者には、4月中に案内と申請書を個別に郵送する予定。

会議録をご覧ください

審議の内容は、会議録に掲載されます。議案質疑と一般質問の詳しい内容を知りたい方は、会議録をご覧ください。第2回定例会の会議録は、市役所行政資料室、公民館、図書館で9月上旬からご覧いただけます。

なお、狭山市公式ホームページでも、会議録をご覧いただけます。
（http://www.city.sayama.saitama.jp/）

◆平成21年度一般会計補正予算

Q 繰越明許費の一般市道の改良事業について、改良後の歩道部分はどうなるか。

A 通称薬研坂（やげんざか）の改良事業。延長約220mの拡幅に伴い道路内の電柱を移設し、歩道の幅員を平均2・1mに拡幅する。

歩道が広がり歩行者が安全に

Q 繰越明許費の変更となる狭山市駅西口の防火水槽、その他の工事について、防火体制は。

A 1街区は、防火水槽を2カ所設置している。そのほか消火栓は、再開発付近に7カ所を設置して万全な体制を図っている。

その他の議案

◆下水道事業特別会計補正予算
◆介護保険特別会計補正予算
◆狭山市固定資産評価員の選任（櫻井博夫氏）

着実に進む学校の耐震化

6月定例会

今期定例会では、西中学校（第2期）・山王中学校の耐震補強工事請負契約の締結など15議案を原案のとおり可決（同意を含む）しました。

主な議案審議（本会議）

◆税条例の一部改正

個人市民税の扶養情報把握のための手続き、非課税口座内の上場株式などの譲渡にかかる所得の計算の特例を定める改正、市たばこ税率の改定をするもの

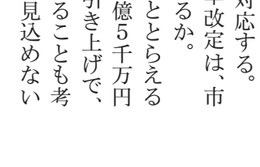

Q 年少扶養控除がなくなることで税額がどうなり、子ども手当の支給との関係ではどうなるか。

A 子どもが2人、給与収入が約450万円で試算する。所得税の税率が5%とすると、所得税の扶養控除額が2人分で3万8千円、市県民税は6万6千円、計10万4千円の負担増。一方、子ども手当が満額支給された場合、年額62万4千円となり差引52万円の収入増となる。

Q 年少扶養控除が廃止されることによる、保育料増への対応策は。

A 担当が影響額の試算を行っている。対応は試算結果と保育料の基準額に対する国の考え方を踏まえ検討したい。

Q 年少扶養控除の廃止で税収が上がることがあると思うが、市の増収分はどのくらいか。

A 22年度の課税状況の扶養控除人数でみると、対象人数は約1万4千人。総体で2億7千万円の増収が推計される。

Q 扶養控除の関係では、年少扶養控除の廃止以外に税制の改正があったと思うが。

A 22年度から高校の実質無償化が始まったが、これに伴い16歳から18歳までの扶養親族に対する控除の上乗せ部分を廃止する。

Q 非課税口座内の少額上場株式などの配当所得および譲渡所得などの非課税措置制度が創設されるが、どのような制度か。

A 個人の株式市場への参加を促進する観点から創設されたもの。制度を利用するためには、非課税口座を開設する必要がある。非課税期間は最長で10年間で、24年から26年までの3カ年で開設される口座が対象。詳しくは税務署、市民税課が対応する。

Q たばこ税の税率改定は、市の税収にどう影響するか。

A 10月1日の施行ととらえると半年間の概算で1億5千万円の増。実質は税率の引き上げで、たばこの消費が下がることも考えられ大幅な税収は見込めないと考えている。